

報告第 3 6 号

平成 1 5 年 1 0 月 9 日承認

市民部会男女共同参画分科会の事務事業調整方針について

市民部会男女共同参画分科会の事務事業調整方針について別冊のとおり本協議会に報告し、その承認を求める。

平成 1 5 年 1 0 月 9 日提出

津地区合併協議会

会長 近 藤 康 雄

報告第36号

協 議 会 報 告 項 目

市 民 部 会

男女共同参画分科会 6-5

津 地 区 合 併 協 議 会

項 目 一 覧 表

通 番	項 目 名	幹 事 会 提 案 日			幹事会確認日	備 考
		1回	2回	3回		
6 - 5 - 1	男女共同参画都市の宣言	7/17			7/30	
6 - 5 - 2	男女共同参画都市宣言啓発事業	7/17			7/30	
6 - 5 - 3	男女共同参画週間啓発事業	7/17			7/30	
6 - 5 - 4	男女共同参画推進条例の制定、公布、施行	7/17			7/30	
6 - 5 - 5	男女共同参画推進条例啓発事業	7/17			7/30	
6 - 5 - 6	男女共同参画基本計画	7/17			7/30	
6 - 5 - 7	男女共同参画基本計画進行管理	7/17			7/30	
6 - 5 - 8	男女共同参画審議会設置・進行管理	7/17			7/30	
6 - 5 - 9	男女共同参画推進体制	7/17			7/30	
6 - 5 - 10	男女共同参画に関する市民アンケート調査事務	7/17			7/30	
6 - 5 - 11	情報紙発行	7/17			7/30	
6 - 5 - 12	ミニ情報紙の発行	7/17			7/30	
6 - 5 - 13	女性のための相談事業	7/17			7/30	
6 - 5 - 14	男女共同参画推進団体登録事業	7/17			7/30	
6 - 5 - 15	男女共同参画フォーラム開催事業	7/17			7/30	
6 - 5 - 16	男女共同参画フォーラム実行委員会設置・進行管理	7/17			7/30	
6 - 5 - 17	男女共同参画セミナー開催事業	7/17			7/30	

津地区合併協議会 調整内容表

協議項目		専門部会	市民部会
関係項目		分科会	男女共同参画分科会

区分	構成市町村の現況					
	津市	久居市	河芸町	芸濃町	美里村	安濃町
1 男女共同参画都市の宣言	<p>・男女共同参画都市宣言</p> <p>平成7年9月28日議決</p> <p>社会のあらゆる分野に男女が共に参画し、個性豊かな充実した人生を送れる男女共同参画社会の実現を目指し、大きく4つの項目を基本理念として男女共同参画都市を議決を経て全国で4番目に宣言した。</p>	-	-	-	-	-
2 男女共同参画都市宣言啓発事業	<p>「男女共同参画都市宣言」が行われた9月を男女共同参画の促進月とし、宣言年の翌平成8年より懸垂幕、電光掲示板、図書館での男女共同参画図書コーナーの設置など、積極的な啓発に取り組んでいる。</p>	-	-	-	-	-
3 男女共同参画週間啓発事業	<p>平成12年12月26日男女共同参画推進本部決定事項として、男女共同参画社会基本法(平成11年6月23日法律第78号)の目的及び基本理念に関する国民の理解を深めるためとして、6月23日から6月29日まで、「男女共同参画週間」が設定され啓発事業を行っている。</p> <p>・啓発チラシを庁舎受付及びリージョンプラザに設置し、配布。ポスターは、庁舎内の掲示板に掲示。また、図書館に男女共同参画に関する図書コーナーを設置。</p>	同左	同左	同左	同左	同左
4 男女共同参画推進条例の制定、公布、施行	<p>「津市男女共同参画推進条例」</p> <p>平成14年3月26日に可決、3月27日制定・公布、4月1日施行する。</p>	<p>「久居市男女共同参画推進条例」制定予定</p> <p>(平成16年度中上程予定)</p>	-	-	-	-

津地区合併協議会 調整内容表

調整の内容	1. 新たに制度を制定する。(合併と同時) 2. 津市の例により調整する。(合併と同時) 3. 現行のまま新市に引き継ぐ。 4. 新市に移行後、速やかに調整する。(合併後2年程度)
-------	---

構 成 市 町 村 の 現 況				調整の具体的内容
香良洲町	一志町	白山町	美杉村	
-	-	-	-	新市においても、男女共同参画都市宣言を行う方向で調整する。
-	-	-	-	宣言月を新市の男女共同参画推進月間とする。
同左	同左	同左	同左	現行のまま新市に引き継ぐ。 ・啓発一窓口にチラシを設置し、配布。ポスターは、庁舎1階に掲示。 ・啓発一窓口にチラシを設置し、配布。ポスターは、庁舎1階に掲示。 ・啓発一窓口にチラシを庁舎窓口及び出先機関に設置し、配布。ポスターは、庁舎掲示板及び出先機関に掲示。 ・啓発一窓口にチラシを庁舎窓口及び地域住民センターに設置し、配布。ポスターを6月22日から約1ヶ月間、庁舎窓口に掲示。
-	-	-	-	新たな条例については、津市・久居市の条例の特性を踏まえ、住民の意見及び地域の特性が反映できるよう調整していく。 なお、新市条例制定までの間については、津市旧条例の精神を引継いで諸施策を推進していくものとする。

津地区合併協議会 調整内容表

協議項目		専門部会	市民部会
関係項目		分科会	男女共同参画分科会

区分	構成市町村の現況					
	津市	久居市	河芸町	芸濃町	美里村	安濃町
5 男女共同参画推進 条例啓発事業	男女共同参画の推進に関する施策についての市民の理解を促すため、条例の制定・公布を含め、 1.必要な情報の提供などの広報活動 2.市政だよりを利用した「条例の概要について」の特集 3.リーフレット等の作成を行い、啓発・周知 4.男女共同参画セミナー等を通じての広報活動等を行っている。	-	-	-	-	-
6 男女共同参画基本 計画	「アクションプログラム21ー津市男女共同参画プラン」(平成8年3月策定)の計画期間の終了を受け、「津市男女共同参画推進条例」に基づき、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、計画期間を平成15年度から22年度に定めた「津市男女共同参画基本計画」を議会の議決を受け、平成15年3月に策定した。また、施策を推進していくにあたり、前期(平成15年度から17年度)、後期(平成18年度から22年度)からなる実施計画(案)を15年度策定中である。	平成13年4月1日久居市男女共同参画プラン策定審議会設置条例に基づき審議会を設置し、平成14年3月、「久居市男女共同参画プラン」を策定した。当プランの実施期間は平成14年度から平成18年度までの5年間とし、必要に応じて改善を図っている。	-	-	-	-
7 男女共同参画基本 計画進行管理	平成14年度の男女共同参画の推進に関する施策の実施状況については、「アクションプログラム21ー津市男女共同参画プラン」に基づく施策の調査を行っている。 平成15年度以降の施策については、「津市男女共同参画基本計画」に基づき、各所管における施策の実施状況等を調査し、進行管理を行っていく。	久居市男女共同参画プランの実施期間は平成14年度から平成18年度までの5年間とし、プランに基づく施策の達成に向けた各所管における事業の進行管理を行うとともに、社会情勢や経済の変化も見定めながら、必要に応じて施策の見直しを図っていく。	-	-	-	-

津地区合併協議会 調整内容表

調整の内容	5. 津市の例により調整する。(合併後2年程度) 6. 津市、久居市等の例により調整する。(合併後3年程度) 7. 津市、久居市等の例により調整する。(合併後3年程度)
-------	--

構成市町村の現況				調整の具体的内容
香良洲町	一志町	白山町	美杉村	
-	-	-	-	新市における新条例制定後、条例の趣旨等をあらゆる機会を通じて広く市民に啓発していく。
-	-	平成12年12月「男女共同参画基本計画」が閣議決定され、白山町においても総合計画、人権条例等の中で男女が共に担う社会形成推進が明記されており、男女が政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受する社会を目指し、国の基本計画を上位計画として白山町男女共同参画社会形成の推進プランを平成15年3月に策定した。 また、本プランは、町としての男女共同参画社会の実現に向けた大綱を示したもので、特に計画期間は設けていない。	-	新市の男女共同参画基本計画が策定できるまでは、現行の男女共同参画基本計画を考慮して、男女共同参画に関する施策を実施していく。 新市における計画の策定にあたっては、 1. 現行の計画の利点・特色を踏まえ、市民の意見・地域の特色を反映する。 2. 審議会での審議・検討を踏まえる。 等のプロセスを念頭に入れ策定を行っていく。
-	-	プランに基づき、町として男女共同参画社会の実現に向けた施策を展開するため、女性委員の登用率を含め実態調査を行うことで、効果的な事業の推進を図る。	-	新市の男女共同参画基本計画が策定できるまでは、現行の男女共同参画基本計画を考慮して、男女共同参画に関する施策の進行管理を行う。

協議項目		専門部会	市民部会
関係項目		分科会	男女共同参画分科会

区分	構成市町村の現況					
	津市	久居市	河芸町	芸濃町	美里村	安濃町
8 男女共同参画審議会設置・進行管理	<p>男女共同参画の推進に関する施策の円滑かつ効果的な推進を図るため、地方自治法の規定に基づく審議会を「津市男女共同参画推進条例」第13条の規定において設置。</p> <p>【事務】 ①基本計画の策定及び変更に関する事項 ②男女共同参画の推進に関する事項などについて調査審議し、市長に意見を述べる事ができる。</p> <p>【審議会の庶務】 市民生活部市民交流課にて処理</p>	<p>男女共同参画社会の実現を目指して「久居市男女共同参画プラン」に基づき今後の女性施策の推進に資するため、久居市男女共同参画プラン策定審議会を条例第1条の規定により設置。</p> <p>【事務】 ①久居市男女共同参画プラン策定に関する事 ②女性の施策に係る推進についての意見及び助言に関する事 ③その他審議会の目的を達成するために必要なことについて調査審議する。</p> <p>【審議会の庶務】 市民環境部人権課にて処理</p>				
9 男女共同参画推進体制	<p>「津市男女共同参画推進条例」第12条の規定、及び津市政策調整会議の設置等に関する規程（平成14年4月1日施行）に基づき、男女共同参画に関する施策の調整、調査、研究等及び計画の推進等を行うことを目的として、主管部長を議長とする庁内推進体制として「津市男女共同参画推進連絡会議」を設置している。</p>	<p>平成13年5月、関係部局の連携により男女共同参画の推進に関する施策を円滑かつ総合的に推進するため、主管部長を長とする庁内における推進体制（久居市男女共同参画事務局会議）の組織を設置している。</p>				
10 男女共同参画に関する市民アンケート調査事務	<p>本市の男女共同参画の推進に関する施策を効果的に推進するため、津市男女共同参画基本計画の策定にあたり市民意識調査を実施した。</p> <p>【対象者】 無作為抽出による20歳以上の男女各1,000人</p>	<p>男女が社会の対等な構成員として、また、ともに責任を負う男女共同参画社会の形成を図るため、平成13年度、「久居市男女共同参画プラン」を策定するにあたり、市民の考える男女共同参画社会、また性別役割分担等の調査分析を行い、現状の把握に努めるとともに施策の推進を図るため市民意識調査を実施した。</p> <p>【対象者】 無作為抽出による20歳～70歳代までの男女各500人</p>				

津地区合併協議会 調整内容表

調整の内容	8. 新市に移行後、速やかに調整する。(合併後2年程度) 9. 津市、久居市の例により調整する。(合併と同時) 10. 新市に移行後、速やかに調整する。(合併後2年程度)
-------	---

構成市町村の現況				調整の具体的内容
香良洲町	一志町	白山町	美杉村	
-	-	-	-	新市における男女共同参画推進条例の制定後、速やかに条例に基づき審議会の設置を行う。
-	-	男女共同参画に関する施策を円滑に推進していくために、庁内における推進体制の設置に向け検討中。	-	新市に移行後も、男女共同参画を効率的に推進していくために庁内における推進体制の整備を図っていく。
-	-	男女が社会の対等な構成員として、また、ともに責任を負う男女共同参画社会の形成を図るため、平成14年度「白山町男女共同参画社会推進プラン」を策定するにあたり、男女共同参画社会、また性別役割分担等の調査分析、現状の把握を行ない、プランの推進を図るための住民意識調査を実施した。 【対象者】 年代別抽出700人	-	新市における男女共同参画基本計画の策定に関し、アンケート調査を実施する。それには、 <ol style="list-style-type: none"> 1. 職場・学校・地域・家庭における住民の意識 2. 女性に対する暴力の実態 3. 男女共同参画社会の実現に向けた住民の考え方 等の様々な状況を把握し、施策に反映していかなければならないことから、新市に移行後、年齢別、地域別、また男女別を均一的にとらえ、実施時期、標本件数、質問項目等について調整を行っていく。

津地区合併協議会 調整内容表

協議項目		専門部会	市民部会
関係項目		分科会	男女共同参画分科会

区分	構成市町村の現況					
	津市	久居市	河芸町	芸濃町	美里村	安濃町
11 情報紙発行	<p>情報紙「ふれいす」の編集・発行を通じて市民のエンパワーメントを身につけることを目的として、年2回発行する。</p> <p>【配布対象】 住民、登録団体</p> <p>【配布場所】 公民館ほか公共施設 関係市町村ほか</p> <p>【配布部数】 3,000部(年2回)</p>	<p>公募による市民ボランティア編集員により、男女共同参画に関する情報を市民の目線で見た発信を行う情報紙として年1回発行する。</p> <p>【配布対象】 住民(全戸配布)</p> <p>【配布部数】 15,000部(年1回)</p>	-	-	-	-
12 ミニ情報紙の発行	<p>男女共同参画室に登録している男女共同参画に関する市民活動団体27団体に対し、男女共同参画の推進に関する情報をミニ情報紙として随時発行している。</p>	-	-	-	-	-
13 女性のための相談事業	<p>平成13年5月から毎週火曜日(第5火曜日、祝日、年末・年始を除く。)津市市民活動センター2階に開設。育児・仕事等女性の様々な問題に電話あるいは面談にて専門のカウンセラーが相談を受け、相談内容により関係機関と協議をし、適切な処置を行っている。</p> <p>相談実績 平成13年度-73件 平成14年度-97件</p>	-	-	-	-	-
14 男女共同参画推進団体登録事業	<p>男女共同参画に関する活動を行っている市民団体を登録し、各自の活動を支援するとともに、協力・連携して男女共同参画の推進を図っている。</p>	-	-	-	-	-

津地区合併協議会 調整内容表

調整の内容	11. 新市に移行後、速やかに調整する。(合併後1年程度) 12. 津市の例により調整する。(合併後1年程度) 13. 現行のまま新市に引き継ぐ。 14. 津市の例により調整する。(合併と同時)
-------	--

構成市町村の現況				調整の具体的内容
香良洲町	一志町	白山町	美杉村	
-	-	-	-	新市に移行後、市民ボランティア編集員を募り、情報紙の編集・発行を行っていく。 情報紙の発行回数、発行方法、配布対象及びボランティア編集員の公募等の諸問題について調整を図っていく。
-	-	-	-	新市に移行後も、男女共同参画室に登録されている団体の活動支援のために情報提供の手段として、引き続きミニ情報紙の発行を行っていく。
-	-	-	-	新市に移行後も、現在の相談会場を活用し、現行制度を継続するとともに、拡大についても検討を行っていく。
-	-	-	-	新市に移行後、津市の例を基に、市内で活動している団体への登録の呼びかけを、あらゆる媒体・機会を通じてPRを行っていく。

津地区合併協議会 調整内容表

協議項目		専門部会	市民部会
関係項目		分科会	男女共同参画分科会

区分	構成市町村の現況					
	津市	久居市	河芸町	芸濃町	美里村	安濃町
15 男女共同参画フォーラム開催事業	<p>「日本女性会議2000津」の開催を契機に高まった男女共同参画に関する意識の継続を図るため、行政と市民との「協働」で開催している。</p> <p>平成13年度は、県総合文化センターを会場に、「日本女性会議2000津周年事業」及び「三重県男女共同参画推進条例施行」を記念して「女も男も元気な社会づくりフォーラム」を開催した。</p> <p>平成14年度は、11月、リージョンプラザを会場に「津市男女共同参画フォーラム 女と男のもつとよい関係」を開催した。</p>	-	<p>平成6年度に、職業、地域活動、学習など多様な場に生きがいを求め、自己実現を図り、自分の生き方を自由に選択する動きが強まっている中、女性がつどい、交流し、これからの生き方を見直す機会として「女性のつどい」を開催。</p> <p>実行委員会を設置し、毎年講演会や学習会を企画。</p> <p>平成13年度からは名称を「MEN&WOMENのつどい」と改め、住民で組織された実行委員会が企画・運営にあたり、平成14年度については、12月に開催した。</p>	-	-	-
16 男女共同参画フォーラム実行委員会設置・進行管理	<p>行政と市民との「協働」で開催するフォーラムの企画・運営を行う住民参加による実行委員会を設置している。</p> <p>委員は、津市周辺の地域住民から公募により組織され、実行委員会の事務局として男女共同参画室が進行管理に携わっている。</p>	-	<p>平成6年より「女性のつどい」として実行委員会を組織し、講演会や学習会などを行っている。</p> <p>委員は住民で組織、生涯学習課が実行委員会事務局として携わっている。</p>	-	-	
17 男女共同参画セミナー開催事業	<p>男女共同参画の啓発と推進を図るため、市民を対象に座談会形式によるセミナーを開催している。また、各公民館へ男女共同参画の出前講座を行っている。</p> <p>平成12年度：セミナー5回 出前講座5回 平成13年度：セミナー3回 平成14年度：セミナー1回 出前講座3回</p>	<p>男女共同参画の啓発と推進を図るため、市民を対象に講演会、パネルディスカッション形式によるセミナーを開催している。</p> <p>平成13年度：講演会1回 平成14年度：セミナー1回</p>	-	-	-	

津地区合併協議会 調整内容表

調整の内容	15. 津市の例により調整する。(合併後1年程度) 16. 津市の例により調整する。(合併後1年程度) 17. 新市に移行後、速やかに調整する。(合併後1年程度)			
構成市町村の現況				調整の具体的内容
香良洲町	一志町	白山町	美杉村	
-	-	-	-	津市及び河芸町で継続的に実施している同種の事業については、その目的・運営方法は概ね同様であり、既に津市のフォーラム実行委員会の運営には、津市以外の市町村の住民参画があることから、新市に移行後も、津市の例を基に広く住民参画を求め、市民との「協働」により、多くの住民が参加できるフォーラムの開催を行っていく。
-	-	-	-	津市の実行委員会については、既に津市以外の合併対象地域の市町村の住民に呼びかけ、参画を受けていることから、新市に移行後も、津市の例を基に一元化を図り、引き続き実行委員を地域・各分野から広く求め、組織作りを行い、男女共同参画の啓発を行っていく。
-	-	-	-	セミナーの目的は、男女共同参画に係る住民の意識高揚にあることから、新市に移行後も、引き続き市民が参加しやすい实施方式等について調整を図り、男女共同参画セミナー等を行っていく。